

議案第68号関連資料

令和3年度6月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、一般会計について、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、12歳以上の希望する市民の方へのワクチン接種の早期完了を目指し、接種回数の底上げ及び実施医療機関の増加を図るため、接種単価の上乗せ等に係る新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び生活困窮者への自立支援金のほか、J T跡地北側土地取得費等の経費の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 933,740千円 (補正後 121,642,353千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円、一般財源は財政基金を活用

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
<p>① 新型コロナウイルスワクチン接種事業費</p> <p>・12歳以上の希望する全ての市民の方に対し、概ね9月末のワクチン接種の完了を目指し、接種回数の底上げと実施医療機関の増加を図るため、国の制度(7月末まで)に上乗せした接種単価等の補助を行う。</p> <p>(1)接種単価の引き上げ(国:平日2,070円を基準)            ※国の実施期間は4/1~7/31、市の単独事業は6/21~            日・祝日 : 4,200円(+2,130円) 8月以降、市単独事業で継続            診察時間外 : 2,800円(+730円) 8月以降、市単独事業で継続            土曜日AM : 4,200円(+2,130円) 6/21~市単独事業で上乗せ            土曜日PM : 4,200円(+1,400円)            6/21~7/31 国制度(2,800円(平日+730円))に上乗せ            4,200円(+2,130円) 8月以降、市単独事業で継続            お盆(8/12,13) : 4,200円(+2,130円) 市単独事業で上乗せ</p> <p>(2)個別接種促進(現行の国の制度を市単独事業で継続)            ※国の実施期間は5/10~7/31、市の単独事業は8/1~            &lt;現行の国の制度&gt;            ①診療所 : 週100回以上を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回            週150回以上を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回            ②診療所・病院 : 50回以上/日の接種を行う場合、10万円/日(定額)の交付            (①と重複しない)            ③病院 : 特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末まで            に4週間以上行う場合、②に加えて追加交付            医師 : 1人1時間あたり7,550円            看護師等 : 1人1時間あたり2,760円</p>	560,000 (全額一般)	コロナワクチン対策室
<p>② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費(国10/10)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、総合支援資金等の貸付制度を上限まで利用した世帯等に対し、生活困窮者自立支援金を給付する(生活保護受給世帯を除く)            支給額 : 単身世帯 6万円/月 2人世帯 8万円/月 3人世帯以上 10万円/月            支給期間 : 7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)</p>	195,600 (全額国庫)	生活福祉課
<p>③ 交通安全施設整備事業費</p> <p>・神鋼不動産株式会社所有のJ T跡地北側土地に係る用地取得費 168,140千円            取得後の歩道等整備費 10,000千円</p>	178,140 (市債 178,100) (一般 40)	総務課 ・プロジェクト推進室